柳川市における 介護予防・日常生活支援 総合事業

(平成29年4月1日開始)

柳川市内の状況①

人口、認定者数等の将来推計(第6期福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画)

			単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	総	人口	人	70,523	69,892	69,071	68,313	67,585	65,182	60,925
	高齢者人口 (第1号被保険者)		人	20,082	20,599	20,824	21,148	21,298	21,362	20,869
		前期高齢者	人	9,508	9,866	9,987	10,166	10,225	10,256	8,936
		後期高齢者	人	10,574	10,733	10,837	10,982	11,073	11,106	11,933
	高	伶化率	%	28.5%	29.5%	30.1%	31.0%	31.5%	32.8%	34.3%
		4歳人口 (保険者数)	人	23,526	22,960	22,506	21,988	21,626	20,734	19,267
要		要支援1	人	521	573	645	715	793	884	904
支 援		要支援2	人	491	499	498	497	504	522	530
抜		要介護1	人	860	818	830	840	860	917	945
要	調	要介護2	人	460	511	532	556	582	637	667
介	整	要介護3	人	474	464	458	455	457	483	508
護	後	要介護4	人	532	535	539	544	551	567	584
認定		要介護5	人	306	294	262	232	206	207	200
者		合計	人	3,644	3,694	3,763	3,839	3,953	4,218	4,338
数		認定率	%	18.1%	17.9%	18.1%	18.2%	18.6%	19.7%	20.8%

柳川市内の状況②

給付費以外は28年10月1日の数字

	人口	65歳以上人口	75歳以上人口	高齢化率	介護認定率	H27給付費
柳川市	68,003	21,255	11,040	31.3%	17.15%	5,658,212 千円

※1号被保険者数のみ

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
柳川市	537	461	887	455	470	549	288	3,647

福岡県介護保険広域連合におけるサービスの基準(参考)

	①現行の介護予防訪問介護相当	②防御型サービスA(緩和した基準によるサービス)
人員	・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2 【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初日者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、同一数地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。	 管理者※ 専従!以上 従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 訪問事業責任者 従事者のうち必要数【資格要件:従事者に同じ】 ※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
投薦	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)
	①現行の介護予防運所介護相当	②道所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
人員	・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
投備	・食堂・機能訓練室(3m*×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上)・消火器の設置・必要な設備・備品
運	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の演潔の保持・健康状態の管理	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理

·秘密保持等

事故発生時の対応

・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

※事業所運営法人が広域連合に対して介護報酬返還金債務を負い、完済していない場合(分納等)は指定しない。

(現行の基準と同様)

事故発生時の対応

・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

(現行の基準と同様)

柳川市がH29.4.1から実施する総合事業サービス一覧①

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス(第1号訪問事業)

	サービスの種別	実施	備考
現行の訪問介護相当	①訪問介護	0	介護予防給付と同等
	②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	0	市福祉サービスの生活管理指導員派遣事 業を移行予定
多様なサービス	③訪問型サービスB(住民主体による支援)	今後検討	
	④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)	今後検討	
	⑤訪問型サービスD(移動支援)	今後検討	

●通所型サービス(第1号通所事業)

	サービスの種別	実施	備考
現行の通所介護相当	①通所介護	0	介護予防給付と同等
	②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	今後検討	
多様なサービス	③通所型サービスB(住民主体による支援)	今後検討	
	④通所型サービスC(短期集中予防サービス)	0	市福祉サービスの元気がでる学校を移行予定

●その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業) 平成29年4月からの実施は無し。今後検討の上、整備予定。

柳川市がH29.4.1から実施する総合事業サービス一覧②

一般介護予防事業

介	護予防事業(~H29.3.31)	総合	事業(H29.4.1~)
二次予防事業	・訪問指導・短期通所型介護予防教室(元気が出る学校)・生活管理指導員派遣事業・生活管理指導短期宿泊事業	一般介護予防事業	・訪問指導・生活管理指導短期宿泊事業・介護予防普及啓発事業・通所型介護予防教室(元気クラブ)
一次予防事業	・介護予防普及啓発事業 ・通所型介護予防教室(元気クラブ) ・地域介護予防教室(元気サークル) ・介護予防健診 ・介護予防サポーター養成講座 ・介護予防リーダー養成講座 ・介護予防ポイント事業 ・生きがいデイサービス事業 ・地域デイサービス事業		 ・地域介護予防教室(元気サークル) ・介護予防健診 ・介護予防サポーター養成講座 ・介護予防リーダー養成講座 ・介護予防ポイント事業 ・生きがいデイサービス事業 ・地域デイサービス事業

これまで実施していた二次予防事業及び一次予防事業については、一部(<u>※上記表の赤字の事業</u>)を訪問型サービスと通所型サービスに移行し、その他については、一般介護予防事業として引き続き実施していきます。

柳川市が施行するサービス類型(訪問サービス)

現行相当の訪問介護サービス

- 〇要支援1·2該当者で介護の専門職による支援が必要な者へのサービス(※介護予防給付訪問介護と同等)。
- 〇サービス費用は国が定めた報酬(現行の介護予防給付に準じた額)にて実施。
- 〇本人負担額も現行の介護予防給付に準じる。
- 〇訪問介護員による身体介護・生活援助を実施。
- 〇総合事業利用者がこのサービスを新規に利用する場合は、要介護認定申請を必ず 行う必要がある。

訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) ※生活管理指導員派遣事業

- 〇要介護認定が非該当でかつ、支援が必要な者へのサービス。
- 〇現高齢者福祉サービスの「生活管理指導員派遣事業」を移行予定。
- 〇実施は委託による。
- ○委託料及び本人負担額も現行の高齢者福祉サービスに準じる。
- ○訪問介護員による生活援助を実施。
- 〇総合事業利用者であっても、要介護認定申請が未申請なら要介護認定申請を必ず 行う必要がある。

柳川市が施行するサービス類型(通所サービス)

現行相当の通所介護サービス

- 〇要支援1·2該当者で介護の専門職による支援が必要な者へのサービス(※介護予防給付通所介護と同等)。
- 〇サービス費用は国が定めた報酬(現行の介護予防給付に準じた額)にて実施。
- 〇本人負担額も現行の介護予防給付に準じる。
- 〇総合事業利用者がこのサービスを新規に利用する場合は、要介護認定申請を必ず 行う必要がある。

通所型サービスC (短期集中予防サービス) ※元気が出る学校

- 〇現高齢者福祉サービスの「元気が出る学校」を移行予定。
- 〇実施は委託による。
- ○委託料及び本人負担額も現行の高齢者福祉サービスに準じる。
- ○専門職員による運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを実施。
- 〇介護保険認定有無の必要なし。チェックリストにより申請可。

平成29年4月以降の介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントA ※現行相当サービス、通所型サービスC

- ○介護予防支援と同様のプロセスで実施。(アセスメント・ケアプランの作成・サービス 担当者会議等)
- 〇現行の介護予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成
- 〇柳川市地域包括支援センターで実施。(※指定居宅介護支援事業所へ一部委託可能)
- ○1件当たりの単価は430単位
- (初回加算300単位, 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算300単位)
- ○利用者負担はなし
- ○ケアプランの自己作成による総合事業のサービス利用はできない

介護予防ケアマネジメントC

※訪問型サービスA(委託)

- 〇初回のみアセスメント(ケアプラン原案作成不要)とケアプラン作成。サービス担当者会議、モニタリングは不要。
- 〇必要に応じ、その後の状況把握を実施。
- 〇実施機関、報酬、利用者負担は、介護予防ケアマネジメントAと同じ。
- 〇初回のケアマネジメント以降は本人がマネジメントを実施する。

介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方(1)

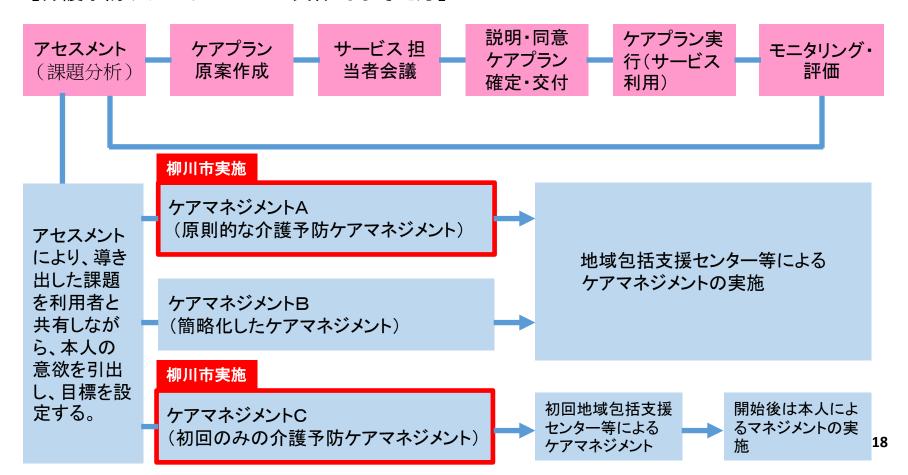
【介護予防ケアマネジメントとは】

「高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐ(遅らせる)」

「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」

高齢者自身が地域における自立した日常生活をおくれるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

【介護予防ケアマネジメントの具体的な考え方】



介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方②

【介護予防ケアマネジメントの類型と考え方】

柳川市では、ケアマネジメントAとCを行うことを予定しております。

柳川市実施

柳川市実施 ①ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)

理】

・介護予防・生活 支援サービス事業の指定を受けた 事業所のサービス を利用する場合 ・訪問型サービス C、通所型サービ スCを利用する場合

・その他地域包括

支援センターが必要と判断した場合

アセスメント
→ケアプラン原案作成
→サービス担当者会議
→利用者への説明・同
意
→ケアプランの確定・交
付
【利用者・サービス提供
者へ】
→サービス利用開始
→モニタリング【給付管

②ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)

アセスメント
→ケアプラン原案作成
(→サービス担当者会議)
→利用者への説明・同意
→ケアプランの確定・交付
【利用者・サービス提供者
へ】
→サービス利用開始
(→モニタリング(適官))

③ケアマネジメントC (初回のみの介護予防ケアマネジメント)

アセスメント →ケアマネジメント 結果案作成 →利用者への説 明・同意 →利用するサービ ス提供者等への説 明・送付 →サービス利用

【介護予防ケアマネジメントの類型における各プロセスの実施】

※()は必要に応じて実施

※●:実施要 △:必要に応じて実施

	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
アセスメント	•	•	•
ケアプラン原案作成	•	•	-
サービス担当者会議	•	Δ	-
利用者への説明・同意	•	•	•
ケアプラン確定・交付	•	•	(●) マネジメント結果
サービス利用開始	•	•	•
モニタリング	● 柳川市実施	Δ	一柳川市実施

介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方③

【サービス提供開始の翌月から3か月を1クールとしたときの考え方】

L) L/LENDINGS T/10 300 /12 17 // CO/CCC 05 /1/C/17							
ケアマネジ メント	ケアプラ ン	利用サービ ス		サービス提供 開始月	翌月	翌々月	3か月目
柳川市実施		指定事業者の	サービス担当者会議	0	×	×	0
		サービス ※現行相当の	モニタリング等	×(<u>%</u> 1)	O(※ 1)	O(% 1)	O(※1) (面接による)
ケアマネジメ ントA (原則的なケ		訪問・通所 サービス	報酬	基本報酬 十初回加算(※2)	大大学	基本基础	人民
アマネジメン ト)		訪問型C	サービス担当者会議	0	×	×	0
17	作成あり	通所型C <mark>※元</mark>	モニタリング等	×	0	0	0
		気がでる学校 サービス	報酬	基本報酬 +初回加算(※2)	基本转配	基本報酬	基本基础
ケアマネジメ		その他(委託・ 補助)のサー ビス	サービス担当者会議	△(必要時実施)	×	×	×
ントB (簡略化した			モニタリング等	×	×	×	△ (必要時実施)
ケアメネジメ ント)			報酬	(基本報酬—X—Y) 十初回加算(※3)	基本幸國州—X—Y (※3)	基本基酬—X—Y (※3)	X—X—M 园 幸本基 (※ 3)
柳川市実施		その他(委託・	サービス担当者会議	×	×	×	×
		補助)のサー ビス	モニタリング等	×	×	×	×
ケアマネジメ ントC (初回のみ のケアメネジ メント)	作成なし (ケアマネ	※緩和型A訪前委託(生活サアマネ 管理指導員)	幸及酉州	基本報酬+初回加算を踏まえた単価	×	×	×
	ジメント結 果の通知)	4n A	サービス担当者会議	×	×	×	×
		一般介護予 防·民間事業	モニタリング等	×	×	×	×
			報酬	基本報酬+初回加算を踏まえた単価	×	×	×

(※1)指定事業者のサービスを利用する場合には、給付管理票の作成が必要(※2)基本報酬:予防給付の単価を踏まえた単価を設定 20

(※3)X:サービス担当者会議実施分相当単位、Y:モニタリング実施分相当単位

福岡県介護保険広域連合における事業所指定手続きについて

■平成27年3月31日までに介護予防訪問(通所)介護の指定を受けていた事業者

サービス内容	指定を希望する場合	指定を希望しない場合
現行サービス相当 (相当サービス)	手続き不要(みなし事業所)	指定辞退届出書の提出

■平成27年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けた事業者

サービス内容	指定を希望する場合	指定を希望しない場合
現行サービス相当 (相当サービス)	福岡県に提出した指定申請書類一式 (写し)+介護予防・生活支援サービス 事業所指定申請書+付表	不要

【平成27年3月31日までに予防訪問・通所事業者の指定を受けている事業所】

〇総合事業の現行相当サービスについては、平成30年3月31日まで指定を受けているものとみなされますので、新たに指定申請を行う必要はありません。

くみなし指定の有効期間>

平成27年4月1日~平成30年3月31日まで(3年間)

〇「みなし指定」を受けた事業者について、平成30年4月1日以降も現行相当サービスを継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。

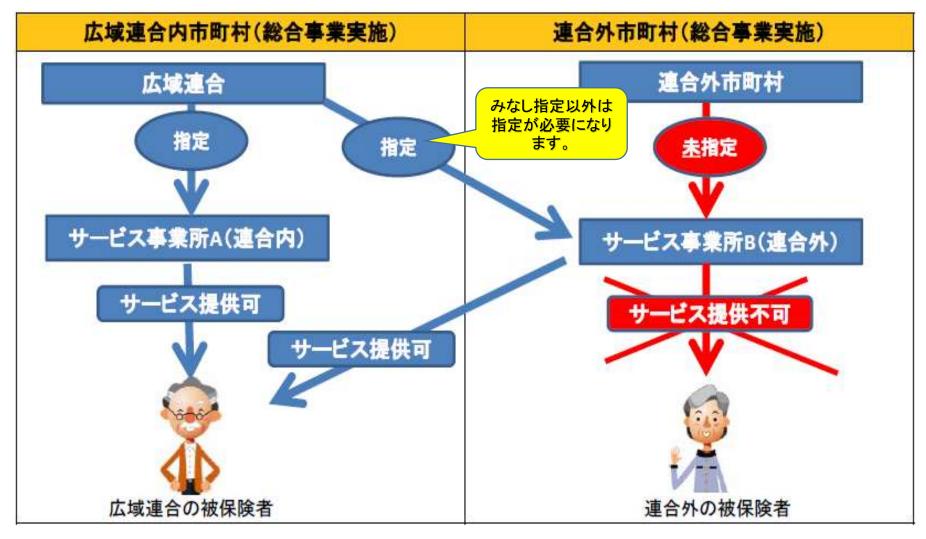
【平成27年4月1日以降に予防訪問・通所事業者の指定を受けた事業所】

〇総合事業の現行相当サービスについて、「みなし指定」を受けておりません。新たに指定申請を行う必要があります。

●申請書類については個別に対応しますのでお尋ねください。

総合事業における事業者指定とサービス提供

相当サービス・緩和した基準によるサービスを事業者指定により実施する場合のサービス提供の可否



○サービスの提供は事業実施市町村の指定を受ける必要がある。連合外に所在する事業所の指定も可能。 ○みなし事業所の場合、相当サービスの提供は可能だが、緩和した基準によるサービスは別途指定が必要。

請求コードフローチャート

指定事業所(訪問、通所)の請求コードフローチャートの例です。

あなたの事業所を利用されている方(請求対象者)は

- ・柳川市の被保険者(広域連合)
- ・柳川市に住民票のある住所地特例者(つまり保険者は他市) のいずれかに該当しますか?

はい



みなし指定、もしくは広 域連合の介護予防・生 活支援サービス事業所 指定を受けています か?

はい

定···A6



請求はできません。 指定を受けてもらう必 要があります。



61

いえ



他市町村の被保険者と思われますが、その方 の市町村では、総合事業を実施されています では予防給付のままの場合があります。詳しく は、その市町村へお尋ねください。

> はい いいえ

みなし指定、もしくはその市 町村の介護予防・生活支援 サービス事業所指定を受け ていますか?

はい



その市町村の総合事業の 請求コードにて請求してくだ さい。 詳しくは、その市町村へお 尋ねください。

<現行相当の訪問> みなし指定・・・A1 広域連合の介護予防・生活支援サービス事業所指 定···A2 <現行相当の通所> みなし指定・・・A5 広域連合の介護予防・生活支援サービス事業所指

総合事業の請求コードを使用してください。

予防給付の請求コード(訪問61、通所65)で請求 してください。詳しくは、その市町村へお尋ねくださ い。